

# GLOCOM Review

Volume 5, Number 1  
January 2000

## 今号の内容

y2kにおける分配ガバナンスの解法：ネティズンによる  
「知の通有と分散処理」の方法論

..... 前田 充浩

---

2000年1月1日発行(第5巻第1号通巻49号)  
発行人 公文俊平 編集人 上村圭介  
発行 国際大学グローバル・コミュニケーション・センター  
Copyright (C) 2000 Center for Global Communications

GLOCOM Review は、国際大学グローバル・コミュニケーション・センター(GLOCOM)がその著作権を有するものであり、著作権法上の例外を除き許可なく全文またはその一部を複写・複製・転載することは法律で禁じられています。

---

# y2k における分配ガバナンスの解法

## ネティズンによる「知の通有と分散処理」の方法論

前田 充浩

### 目次

1. y2k とネティズン
2. ガバナンス機構と分配問題の解法
3. ネティズン革命

### 要旨

y2k とは前例のない情報化社会のインフラストラクチャーに関するシステム上の機能障害である。筆者は、この問題の本質は、このようなシステム上の機能障害への対処においては、(情報化社会前の)産業社会のガバナンスに広く用いられていた方法が有効ではなく、新しい原理に基づく社会システムのガバナンス方法が必要とされることにある、と考える。

国民国家中央官庁(テクノクラート・システム)は、従来の産業社会のガバナンスにおいて広く用いられていた「知の分有と統合処理」の原理が具体化したものであるが、y2k への対応においては、原理上の問題により、機能不全を引き起こす蓋然性が高いと筆者は考える。その中でも、とりわけ原理上の機能不全を起こす蓋然性が特に高い分野として筆者が考えるのは、y2k によって生じる分配(distribution)問題である。

本稿では、y2k によって生じるこの問題を回避するためには、従来とは別の原理、すなわち「知の通有と分散処理」に立脚し、ネットワークによって結びついた「ネティズン」を主体にしたガバナンス方法が必要となると考え、その具体的な実現方法を論じる。

# 1. y2k とネティズン

2000年の到来まで、僅か数日を残すまでとなってしまった。

人類は、とは言わないまでも、少なくとも日本の産業社会は、コンピュータの2000年問題（以下これを、y2kと表す。）について、必ずしも十分な準備を果たすことないまま、「その日」を迎えようとしている。

政府をはじめ、多くの機関が、y2kについては万全の体制を採っており、したがって2000年1月1日には大きな混乱は生まれないと声明している<sup>[1]</sup>。政府等各種の機関がどのような対策を採ってきたか、また、それら機関の自信の根拠についてはここで繰り返すことはしない。

一方、一部識者が正しく把握しているように、実はy2kの本当の問題の所在は、2000年1月1日の問題ではない。エド・ヨードン（Ed Yourdon）が正しく指摘しているように、y2kの本質は、「1年間の社会的混乱と、10年間の不況」である。同様に公文俊平（国際大学 GLOCOM 所長）は、y2kを「産業社会のシステム問題」と捉えている<sup>[2]</sup>。

これらの指摘は、全くもって正しいと筆者は考える。

y2kとは前例のない情報化社会のインフラストラクチャーに関するシステム上の機能障害と言える。筆者は、この問題の本質は、このようなシステム上の機能障害への対処においては、（情報化社会前の）産業社会のガバナンスに広く用いられていた方法が有効ではなく、新しい原理に基づく社会システムのガバナンス方法が必要とされることにある、と考える。

従来の産業社会のガバナンスにおいて広く用いられていた原理は、公文等の整理によると、「知の分有と統合処理」と呼ぶことができる。この原理に基づく具体的なガバナンス方法が、言うまでもなく国民国家中央官庁（テクノクラート・システム）によるガバナンスである。これが、y2kへの対応においては、原理上の問題により、機能不全を引き起こす蓋然性が高い、というのが筆者の主張である。したがって、それとは別の原理、すなわち「知の通有と分散処理」（同じく公文等による）に立脚するガバナンス方法が必要となると考えるものである。

このように、従来のガバナンス方法が原理上の機能不全を起こす蓋然性が高い分野として、筆者は、y2kによって生じる分配（distribution）問題を特に取り上げることとしたい。

2000年、関係各機関の獅子奮迅の努力により、日本国内では重要インフラストラクチャーは正常に機能する期待が高まっている。しかしながら、全世界で何の問題もなく済むことは考え難い。「GLOCOM y2k 研究会」において調査、報告されているように、産油国の油井、パイプライン、精製プラント等については、遂に十分なテスト、対応が図られることなく「その日」を迎える。産油国側の石油の生産、流通システムには大きな不安がある、と結論することができる。同様の事情は、石油のみならず、多くの天然資源、さらには食料品の生産、流通システムについても同様である。

天然資源、食料品の生産、流通システムのような社会上のシステムにおいては、分配に関する特有の問題が生じる。すなわち、青柳武彦（国際大学 GLOCOM 副所長）が指摘するように<sup>[3]</sup>、システムにおけるそれぞれの部位に僅

かばかりの機能の低下が生じて、それが累積すると、末端では致命的な状況が生み出されるのである。生産・分配に関わるシステムにおける各部位が、それぞれ10%の機能低下を見せても、末端に分配されるまでに10個の部位を経る場合には、末端に分配される量は平常時の3分の1になる。

言うまでもないことながら、日本は多くの天然資源、食料品等を輸入に依存している。このため、如何に精力的に日本国内の重要インフラストラクチャーの対策を進めたところで、日本以外の場所で、油井、採掘現場、集配所、物流、加工等数ある部位において、各10%程度の機能低下が生じることは防ぎ難い。しかしながら、たった10%、場合によってはたった1%のそれらの機能低下は、累積すると、日本の末端の消費者に供給される量の激減を生むのである。

では、それらの部位の機能低下はどの位の期間続くのであろうか。

機能低下が続く時期は、ボトルネック、すなわち機能正常化が一番遅れる部位の回復が果たされるまで続くことになる。石油をはじめとする天然資源、食料品等の供給については、部位のトラブルの原因が埋め込みチップにあり、その埋め込みチップの入っている機材を交換しなくてはならない事態が想定されることから、それらが全て数日間で完了することは期待薄であり、システム全体の機能の平常化には、控えめに見ても、半年間から数年間位を要することは合理的な予想と言える。

すなわち、y2kにおいては、半年間から数年間程度、日本国内に入ってくる天然資源、食料品等の物資が極端に減少した状況下で、どのようにして分配方法を決定し、実行するか、という分配の問題（この問題を、本稿では、分配ガバナンス、と呼ぶことにする。）が極めて重要な問題となることが考えられるのである。

この分配ガバナンスに関する筆者の主張は、以下のようなものである。

- ・現時点において、日本国内において有効な分配ガバナンスを実施できるガバナンス機構は存在しない（現行のガバナンス機構では、有効な分配ガバナンスを実行できない。）
- ・2000年1月1日までに、新たな分配ガバナンスを担当する機構の萌芽だけでも構築しなくてはならない。
- ・その、分配ガバナンスの中核的役割を担うべき新たな機構とは、IPネットワークを用いた、新しい価値観をライフ・スタイルの根拠とする市民の、自発的、自律的な機構である。
- ・IT（情報関連テクノロジー）の利用に慣れ親しんだ市民が、自発的に、自律的なネットワークを構築し、かつそのようなネットワークによって社会システムのガバナンスに主体的な役割を果たそうとする場合、そのような市民は、Michael Haubenが「ネティズン」と名付け、公文俊平が「智民」として概念化したものに相当すると考えられる。すなわち、y2kとは、日本国内に入ってくる物資が極めて少量になる、という大きな困難の中で、従来型のガバナンス機構に代わるものとして、ネティズンのネットワークによるガバナンスが、その体制を確立し、また有効性を社会に認知させる大きな契機となることが期待されるのである。

- ・ネティズンがネットワークを構築することにより、分配問題に関する社会のガバナンス機構としての実体を備え、かつ社会に認知されることは、分配問題以外の幅広い分野において、情報通信革命後、情報化社会に適合する新しいガバナンス機構が成立することの萌芽となるものと見ることができる。このため、分配ガバナンスに関するこうした一連の動きを、いささかセンセーショナルな効果をも期待して、「ネティズン革命」と呼ぶことができる。

すなわち、y2kは、「ネティズン革命」の好機であることになる。

以上が、y2kに関する筆者の主張である。

以下、次のように問題を整理して、考察を進めていくこととする。

上記の筆者の主張に対しては、以下のような疑問があり得る。

第1の疑問は、本当にy2kにおいてそのような分配上の深刻な問題が生じるのか、というものである。これについては、本稿で説明を繰り返すことはしない。疑問の向きには、「GLOCOM y2k研究会」等が準備している多くのサイト等を参照されたい<sup>[4]</sup>。それらにより得た情報をもとに判断する限り、筆者は、y2kにおいては分配上の深刻な問題が生じる蓋然性が極めて高いと確信する。

第2の疑問は、以下のようなものである。仮にy2kにおいてそのような分配上の深刻な問題が生じるとしても、それに対して、新たなガバナンス機構を考える必要性はないのではないか。何故ならば、日本には世界に誇る優秀なガバナンス機構たる、テクノクラート（中央官庁）システムが存在する。彼（女）達に任せておけば、何の心配もないだろう。実際、1973～1974年の石油ショック時においても、テクノクラートの活躍により、若干の混乱を見ただけで、基本的には日本は分配上の深刻な問題を回避できたのではないか、というものである。

この疑問に対して、筆者は次のように考える。

現在の日本のテクノクラート・システムは、勿論分配の問題に対処することになる。一方、現行のテクノクラート・システムの行う分配の対策は、「知の分有と統合処理」（情報の集中管理と一元的処理）を基本的な原理とするものとならざるを得ない。

「情報の集中管理と一元的処理」を原理とする分配問題の解法は、それはそれで一つの解法ではある。実際日本の社会は、15年戦争末期においても、戦後の経済復興期においても、また石油ショック時においても、基本的にはこの原理に基づく解法を是認した。

しかしながら、時は20世紀最後の年、2000年である。

20世紀半ばにおいては「情報の集中管理と一元的処理」を原理とする分配問題の解法は、極めて優れた解法であるとして社会が是認したことは事実であるとしても、20世紀末の今日では、分配問題の解法については、より優れた解法が存在することは多くの人々の知るところとなっている。それは、情報の分散処理である。並列処理、とも言える。このような分散処理が成立するためには、多くの情報処理の主体に、情報が共有されることが必要となる。このような解法に関する原理が、公文等の整理する「知の通有と分散処理」である。

言うまでもないことながら、社会システムにおいて見られる「知の通有と分散処理」の典型は、市場を用いた分配の決定メカニズムである。ここでは、価格というシグナルが用いられる。

一方、y2kにおいて筆者が想定するような事態のように、物資の需要に対して供給が圧倒的に追いつかない事態においては、議論は経済学の場合から政治学の場合へと移され、多くの場面において、価格は凍結されるであろう。価格の凍結は、政治学的な観点から見る限り、必要性が高いものであり、正当化され得るものであると筆者は考える。

このように考えると、y2kとは、少なくとも日本の近代においては、初めて「情報の集中管理と一元的処理」ではなく、価格というシグナルを用いない(すなわち、通常の意味で言う「市場メカニズム」を用いない)「知の通有と分散処理」を原理とする分配問題の解法を実用化する機会である、と捉えられることになる。

このような「知の通有と分散処理」を原理とする分配は、以下に説明する理由により、現行のテクノクラート・システムは決して有効に実践することができない。したがって、新しいガバナンス機構を構築し、それがこの新しい原理に基づく分配を担当すべきである、というのが筆者の主張である。

そこで第3の疑問が生じることとなる。すなわち、百万歩譲って上記の主張を認めるとしても、それでは、そのような新しいガバナンス機構をどのように構築すべきか、というものである。

以下、第2章においては第2の疑問に答え、「情報の集中管理と一元的処理」に基づく分配ガバナンスの問題点を明らかにし、かつ現行のテクノクラート・システムでは何故このような問題のある分配しかできないのかを検討する。

続く第3章においては、第3の疑問に答え、y2kを契機として新しいガバナンス機構を生み出すためのアクション・プログラムを考えていくこととする。

## 2. ガバナンス機構と分配問題の解法

### 2.1 テクノクラート・システムの分配ガバナンス

y2kに関して、特段新しいガバナンス機構の整備が進められない場合、日本の社会システムではどのような分配ガバナンスが取られることになるのかを考えてみる。

このまま「その日」を迎え、世界各地の油田等の生産拠点、物流拠点等で問題が続発し、結果として日本に流入する天然資源、食料品等の総量が激減した場合、その分配の任に当たるのは、言うまでもなく内閣総理大臣を長とする行政機構、すなわちテクノクラート・システム(一般的な言い方をすれば、「政府」)である。このことは既に政府も自覚しているところであり、爾後の分配問題は、コンティンジェンシー・プランとして、各行政庁において検討が進められている(と強く期待する。)

では、政府が実施する分配ガバナンスとは、どのようなものになるのだろうか。

実は、日本に流入する天然資源、食料品等の総量が激減した場合の対応策については、法律の手当を含め、すでに政府では対策が整備されている。今般のy2k

において、政府が特段新しい立法措置等を講じなかったとしても、分配問題が生じれば、すでに整備されている法律の実施等の措置を講じれば、相応の対策は可能となる。

このような措置、特に法律上の措置は、1973～1974年の石油ショックの際に整備されたものである。それは、簡単に言うと、次のようなものである。

石油に関しては、石油消費規制の措置が採られる。そのための措置を定めたものが、石油需給適正化法である。また生活関連物資の価格安定措置も重要な措置であり、そのための措置を定めたものが、国民生活安定緊急措置法である。この他、電力の使用制限については、電気事業法に規定がある。

これらの法律の多くは、今日も有効であり、実際にy2kにおいて分配問題が生じた場合には、これらの法律上の枠組みを活用した対応が図られることになる。

実際に、どのような法律のどの条文が用いられ、またそれらを用いた分配問題への対応の効果と問題点の評価については、「GLOCOM y2k 研究会」が取りまとめ、1999年7月に「2000年問題と日本の法制度：現状と対応」という提言を取りまとめたところである。分配問題への対応に用いられることになる具体的な法律名、条文の列挙とその問題点の検討については、この提言を参照していただくこととして、ここでは、それら現行の法律上規定された手法を用いた対応の特徴を分析することにする。

y2kにおいて分配問題が生じた場合、現行の法律を前提とする限り、政府の対応は、以下の点を柱とするものとなると考えられる<sup>[6]</sup>。

- ・ 物資の価格を統制する。
- ・ 消費を規制する。
- ・ 物流を管理する。

このような点を柱とする対策については、以下のように評価することが可能である。

第1に、価格を統制するため、価格というシグナルが使えないことである。すなわち、一般的な意味での市場メカニズムの発動を、意図的に抑制しているということである。

第2に、分配問題の解法として、「情報の集中管理と一元的処理」の原理を基本とすることである。すなわち、例えば石油を例にとると、石油の供給量、各分野での需要量、物流に関しては政府だけが一元的に情報を管理し、最適な分配方法を決定できる、という前提に立っているということである。

そこで問題は、価格というシグナルが使えない状況下において、政府が供給、需要、物流に関する情報を一元的に処理するという方法によると、どのような分配ガバナンスが可能になるのか、という点である。

上記石油の例を使って、問題点を個別に見ていくこととしよう。

### 供給総量の把握

平時であれば、日本国内に供給可能な石油の総量については、政府は正確な数字を把握できる。しかしながら、y2kの場合、必ずしもそれが可能となるかどうかについては判然としない。

y2kにおいて、産油国政府が、それぞれ自国の生産、精製、輸送システムにお



いてどの程度のトラブルが発生し、現在の生産量が幾らであるかを把握し、かつそれぞれのトラブルがどの時点でどの程度回復するかについての見通しも把握することにより、供給量の回復に関する的確な見通しを持てるのであれば、その情報を外交ルート等によって収集することによって、日本国政府は日本国内において可能な供給総量を把握できることになる。

問題は、産油国政府が、上記のことを早期に、かつ正確に把握することを大きく期待することはできないことである。

ある油井からの供給が止まった場合、その原因が輸送系の微細なトラブルに起因するものであれば、回復は早期に行われることになる。逆に、生産システムの根幹に起因するものであれば、回復には時間がかかる。したがって、「供給総量の把握」という課題は、日本に関係が及ぶ生産、精製、輸送システムの全てにおいて生じたトラブルの原因と対処に必要な時間とを的確に把握することによって初めて可能になる、と言える。それを、当該国政府が的確に集計できていない状況下で、日本国政府がどの程度のことをなし得るかについては、大きな疑問を抱かざるを得ない。

#### (実質的な)需要量の把握 (= 各分野への供給量の決定)

一方、各分野での需要量をどの程度正確に把握できるか、という問題については、勿論筆者は日本のテクノクラートの優秀性を信じてはいるものの、原理上の問題点を指摘しなくてはならないことになる。

各産業分野、発電分野、輸送分野、民生分野等において、それぞれどの程度の需要量があるかということについて、大まかに調査することは可能であろう。供給量が需要量を上回るものであれば問題はないものの、ここで想定しているのは、前者が後者を大きく下回る事態である。そこで、それぞれの分野に関して、優先順位を決定することが必要となる。

この場合の優先順位は、国民経済における重要性等の観点から、政府が決定することになる。したがって、各分野における需要量に優先度のウェイト付けをした数値が、実質的な需要量ということになる。例えば、発電分野で100単位の需要があり、発電分野は優先度が高いため、係数1とすれば実質的な需要も100単位になる。一方、民生分野の中のアミューズメント施設における需要については、それが10単位あったとしても、優先度が低いため、係数は0.01とすれば実質的な需要は0.1となる、等である。この係数を、需要の総量が供給量に見合うように設定すれば、需要と供給とに関する(物流問題を捨象した)分配問題の解を得ることになる。

これが、想定される政府による分配ガバナンスにおける、各分野への供給量の決定方法の原理となることであろう。

このような原理に基づく決定方法には、原理上、以下の2つの問題が生じることになる。

#### a. 優先度ウェイトの決定

第1の問題は、優先度の係数を、どのようにして決定するのか、という問題である。価格が統制されていて、価格のシグナルが使えないため、その決定は、ほぼ全面的に政府の裁量に委ねられることになると言える。

現行の政府による行政の進め方を見ると、その場合の「政府の裁量による決定」とは、象徴的な言い方をすれば、「各省庁の官僚による説得の競争（各省折衝）の結果たる均衡状態」によって決定する、と言える。

すなわち、各省庁は、それぞれ何らかの分野を担当しており、その分野に対する石油等物資の供給量をできるだけ多く設定することが、当該省庁の官僚の労働の目的とされる。この場合、需要量はほぼ所与と考えると、官僚の目的は、供給に関する政府全体の決定において、当該分野にできるだけ高い優先度を付与する（係数を大きくする）こととなる。

政府全体の決定は、各省庁の担当官僚の交渉（各省折衝）によって決定することとなっている<sup>[6]</sup>。したがって、交渉の能力の高い官僚の担当する分野には高い優先度が付与され、逆の場合には低い優先度しか付与されない。

そこで問題は、このようなメカニズムによって決定された優先度は、社会全体の観点から見て、果たして合理的なものとなるのかどうかという点である。

筆者は、このようなメカニズムが働く限り、優先度の決定については、必ずしも合理的であることが担保されないのではないかと考える。

理由は、第1に、官僚は、ある特定の省庁に入省（庁）した場合、基本的には当該省（庁）に退官まで勤務し続けることになっていることである。

この制度で問題となるのは、官僚は、一般的には20～30年間勤務し続けるため、社会システムの構造が変わり、したがって社会システムにおける各分野の優先度が変化しても、それを担当する官僚は変わらないことである。このため、かつて優先度が高かった分野を担当する省庁は、優先度が高かった時代に交渉の能力の高い官僚を多く集め、それらの官僚が勤務し続ける間、高い交渉の能力を保持し続けることになる。たとえその間に当該分野の社会システムにおける優先度が低くなっても、相変わらず各省折衝において勝利を続け、政府全体の決定において当該分野の優先度は高いままに据えられることになる<sup>[7]</sup>。

第2に、官僚の人事評価制度においては、一般的には、自らの所管する分野の優先度を高く設定させることのみがプラスに評価され、世の中で必要性が薄まったと感じたとしても、それをあえて低めるように働くことは、大きくマイナスに評価される可能性が高いことである<sup>[8]</sup>。このため、実際の必要性をそれぞれの官僚がどのように捉えるかに関わらず、全分野において、それぞれを担当する官僚が持てる交渉の能力の限りを尽くしてその必要性を高く設定させようとする、というメカニズムが働く。

## b. 分野の分割

第2の問題は、優先度を決定し、実質的な需要量を確定させる「分野」の単位である。

限られた資源を合理的に供給し、社会全体の効用をできるだけ高い状態に置くためには、単位は、できるだけ細かいものとなることが望まれる。産業、 $\times$ 産業、発電分野……等の大きな括りではなく、個別の事業所、個別の家計等のレベルにまで細分化された需要量の把握である。さらに、個別の事業所についても、時間軸に応じて優先度は異なることが考えられる。例えば、生産量が $q_1$ までは $k_1$ の優先度で、それを超えて $q_2$ までは $k_2$ の優先度で、それを超えると $k_3$ 等。また家計でも、 $t_1$ 時から $t_2$ 時までは $k_1$ で、 $t_2$ 時から $t_3$ 時までは $k_2$ 等。

このように考えると、政府が決定すべき供給量の対象は、主体の数だけで、少なくとも数百万程度<sup>9)</sup>、それに時間軸を入れるとその数倍になると考えられる。

このような莫大な数の対象に対して、1つ1つ個別に適切な供給量を決定することは、事実上不可能である。

そこで現実的な解法は、対象をできるだけ括って、対象数を少なくすることである。

対象数を少なくすることによって、一元的な情報処理による対応が現実性を高めることができる。ただし、対象が括られると、夫婦と子供一人の家庭、というだけで、ライフ・スタイルが、したがって物資及びエネルギーの消費性向が全く異なる家庭に対して、同じ内容の供給が行われる。企業においても、製造業の××規模の事業所、というだけで、製品の細部の相違、生産ラインの運転スケジュールの微妙な相違等を捨象して、同様の供給が行われることになる。

その結果、ある場所では余剰が生じ、ある場所では不足が生じる。すなわち、対象数を減らせば減らすだけ、分配における無駄が多く発生することになる。

### 物流の管理

政府が物流を一元的に管理しようとする場合、その問題点は、以下の2点に集中的に現れると考えられる。第1は、人々の間に、物資を政府の管理から外して隠匿しようとするインセンティブが働くため、これに対処しなくてはならないことである。第2は、仮に全ての物資を適切に政府の管理下においたとしても、それらを実際に移動させる場合のロジスティクスの問題である。

以下、個別に見ていく。

#### a. 隠匿のインセンティブ

物資が不足している状況下においては、当然ながら、少なからぬ人々において、物資を政府の管理する物流の経路から隠匿することにより、いわゆるヤミ経済において蓄財を図ろうとするインセンティブが働く。そこまでしようとは思わない大多数の良識ある市民においても、少なくとも目の前を通過する物資を、将来の自己の消費のために隠匿しようとする位のインセンティブは働く。

人々が、これらのインセンティブに基づき隠匿を欲しいままにやり始めると、政府の物流に関する管理は有効性を失い、政府の分配戦略は崩壊する。数年前にソヴィエト連邦の崩壊を目の当たりにした私達は、このメカニズムをよく理解することができる。

勿論、現行法の体系（例えば、国民生活安定緊急措置法。）においても、多くの罰則規定が整備されている。しかしながら、考えなくてはならないのは、罰則を法律上整備することだけで果たして十分かどうかという点である。

隠匿の問題は、本質的にはインセンティブの問題であると見ることができる。インセンティブの問題への対応方法については、まさに近年の応用ミクロ経済学において、多くの優れた研究が進められている<sup>[10]</sup>。

それらの研究成果を踏まえると、以下のことが言える。

法律による罰則というのは、問題解決の1つの方法論ではあるものの、決して唯一の方法論ではなく、最高の方法論かどうかも検討してみなくてはわからない。隠匿のような場合のインセンティブへの対処方法については、さまざまな方

法があり得る。したがって、隠匿のインセンティブが生まれること自体は放置しておいて、実際にそのインセンティブに基づいた行動を採った人間に対して、捜査、逮捕、裁判、罰則の実施という社会的なコストをかけて対処するという方法（法律による罰則）だけではなく、そもそもそのようなインセンティブを生じさせないようにするような経済上の仕組み（インセンティブは持つが、罰則が怖くて実行を差し控えるのではなく、隠匿しないことが経済上の利益をもたらす、隠匿することが経済上の損失をもたらすような経済上の仕組み。）の整備等、多くの方向性からの検討を進めていくことが重要であると言える。

一方でまた、次のことも言える。

しかしながら、超長期間においてはいざ知らず、少なくともy2kへの対応においては、政府が、この隠匿のインセンティブの問題に対して、法律による罰則という対応以外の仕組みの整備に取り組むことを期待することは望み薄である。何故ならば、法律による罰則という方法は、政府が物流を一元的に管理するという制度に極めてよく適合する（補完的な）ものであるためである（逆に言えば、上記のような経済上の仕組みを整備しようとするれば、政府が物流を一元的に管理するという制度以外の制度を模索しなくてはならない可能性がある。）。

#### b. 物流のロジスティクス

次に、仮に人々が隠匿のインセンティブを持たず、政府が全ての物資に対する管理の権利を獲得した場合において、それでは実際に個別の消費者に対して物資をどのようにして届けるか、というロジスティクスが問題になる。

これは、直裁に「配達問題」、「旅行問題」等、近年有名になったアルゴリズムに関して見られる点が問題となる。すなわち、一元的な情報処理による解法は、解法としては単純なものである一方、それをまともに計算しようすると、事実上無限に近い時間が必要となる、というものである。

これらの問題に対する解法として広く知られているものには「遺伝的アルゴリズム」がある。この考え方等に立脚すると、情報の分散処理が極めて有効であることになる。しかしながら、情報の分散処理は、権限の分散化を伴うものでなければ効果的とはならない。分配に関する重要な事項の決定権限を所謂「本省」以外の地方部局、外部の機関等に分散させることを欠いて、計算の下請だけを委ね、決定は全てまた「本省」にお伺いを立てさせるという方法では、情報の分散処理の効果は発揮されない。

一方で、繰り返している通り、現行の法律上の枠組みを前提とする政府の対応方法は、全ての情報、全ての権限を中央政府に集中させることを根幹とするものであり、物流のロジスティクスの計算上有効であることが事実であるにせよ、権限をも含めた形での分散化は決して進めないであろう。したがって、物流のロジスティクスの計算も、優秀な中央政府の官僚が、一元的処理によって実施することとなろう。筆者は、「配達問題」、「旅行問題」等に関する有効な解法は「遺伝的アルゴリズム」しか知らないため、情報の一元的処理よりは分散処理の方が有効であると考えているけれども、優秀な中央政府の官僚は、一元的処理で、なおかつ「遺伝的アルゴリズム」よりも有効な解法を手にし、学会を含めて対外的に発表するのを差し控えているのかもしれない。

## 2.2 テクノクラート・システムの分配ガバナンスの検証

y2kの本質が分配問題であるとする、以上見てきた理由により筆者は、政府の実施する分配ガバナンスでは適切な分配は実施できないと考えている。

これに対して、以下の2つの疑問があり得ることと考える。

第1は、政府は1973～1974年の石油ショックの際には、適切に分配ガバナンスを実施できたではないか。だから、今回もきつとうまくやってくれるに違いない、というものである。

第2は、仮に現在の政府の体制に問題があるとしても、政府は優秀なのだから、その問題に気付けば自ら変革していくのではないか、というものである。

しかしながら筆者は、これら2つの疑問に対し、いずれも否定的な見解を持つ。したがって、結局政府に有効な分配ガバナンスを期待することはできないと考える。

以下、個別に見ていく。

### 石油ショック時の記憶

「石油ショックの時に政府に任せておいて大丈夫だったから、今回も大丈夫じゃないの?」。これは、y2kにおいて分配問題が重要になることを説明した際に頻繁になされる反応であると言える。

これに対して筆者は、以下の理由により、大丈夫ではないと考える。

第1に、石油ショックにおいては問題の所在は限定された分野におけるものであったのに対して、y2kでは、社会システムの広範な分野に同時多発的にさまざまな問題が生じるものであるためである。

石油は確かに産業社会において極めて重要な物資ではある。一方、石油ショックにおいては、問題となる物資が石油だけであり、またその問題の原因も、政治的判断に基づくOPEC諸国の意図的な生産量削減だけであった(すなわち、政治的問題を解決すれば生産量は回復する。)一方y2kでは、供給に問題が生じる物資がどれだけの範囲になるかは予想もつかず、またその原因も、ある分野では隠匿等の人間の意志によるものであろうし、別の分野では、そもそもハードのシステムがダウンして、人間の意志ではどうにもならないものとなる。

すなわち、問題の複雑さの階層が全く違うのである。

この点については、次のようにまとめることができる。

上記のように問題の所在が比較的シンプルに整理される石油ショックという問題については、前述「2000年問題と日本の法制度(1999年7月)」でまとめられている数本の法律で規定された措置を、中央政府の数千人規模の担当者が実施することで適切な対応が可能になるかもしれない。しかしながら、同様の発想、同様の方法論に基づき、y2kという同時多発的、複合的な問題に対処しようとする、単純かつリアナな演繹をするならば、法律は数百本、中央省庁の担当者は数十万人程度必要となるのではないか。しかしながら、現実にはそれだけの法律、人員を配備することは不可能である。

第2に、時代の相違である。

1973年時点では、情報通信革命は本格的なスタートを見せていなかった。また、「遺伝的アルゴリズム」をはじめとする情報理論は整備されていなかった。

この結果、国民は、「情報の集中管理と一元的処理」に基づく分配ガバナンスを、現実的に考えられる最善の方法であるとして受容した、と言える。一方それは、すでに見てきた通り、今日の私達から見ると、ある部分で余剰が生まれ、ある部分で不足が生まれるため、無駄の多いものと見なされることになる。

情報通信革命、さまざまな情報理論の発達等の影響は、社会の広範な領域に及んでいる。これらの影響により、経済の分野でも、金融工学の応用が当たり前のことになる等、経済上の競争に用いられる方法論が一昔前とは様変わりしている。このような新たな方法論の開発により、従来は無駄に捨てられていたある商品のある部分、ある商品の消費に関するある時間帯、未来における消費の権利等は、次々に有効に活用されるようになってきている。

このような時代の変化を勘案するならば、多くの無駄を含む分配方法は、情報通信革命前には国民に受容されたにせよ、今日ではもはや受容されない可能性があると言える。さらに言えば、政府の公報等が功を奏して仮に国民がそれを受容するにせよ、他の諸国が最先端の情報理論等を用いて無駄の小さい分配ガバナンスを実施している中で、日本だけが四半世紀前の方法を踏襲し、無駄の多い分配ガバナンスを継続しては、y2kからの回復、またはy2kを契機とした更なる経済成長という競争において、日本は決定的な敗北を喫し、y2k後は経済大国の名称を返上しなくてはならない事態にならないとも言えない。

このように考えると、y2kは、産業社会を「本格的な情報化社会」と「情報化社会への移行を拒否した産業社会」とに二分する契機となるかもしれない。日本の場合、y2kに関して政府が実施しようとしている分配ガバナンスの原理が、基本的に石油ショック時に作られた枠組みのものであるとすれば、日本は後者への道をひた走る危険性はゼロではない。日本人は、前者を選択した国において、次第に各家庭、各企業が必要とするものを必要とする時に必要とする量だけ配分される分配ガバナンスの体制が整っていくのを遙か遠くに眺めつつ、画一的な配給制度に甘んじ、経済状況は壊滅的になるものの、それでも生きていられるだけまし、と考えて生きていくことになるのではないか。

### 自己変革の可能性

それでは次に、仮に分配ガバナンスの依拠すべき原理として、「知の通有と分散処理」が「情報の集中管理と一元的処理」よりも有効であると政府が認識した場合、政府は必要な組織上の変革を断行し、前者に依拠した分配ガバナンスを開始することができるかどうかについて検討する。

筆者はこれについて、次のように考える。

現在の政府は、その国家行政組織法上の体制が、「情報の集中管理と一元的処理」の原理を捨てることができないものとなっている。なおこの体制は、ユニークな歴史的経緯に基づき、長年かけてより堅牢に構築されてきたものであり、その体制を自発的に変革することはできないような仕組みが、体制の中に多くビルト・インされている。「知の通有と分散処理」は、当該体制と根本的な原理上の齟齬を生むものであるため、それに基づく体制の変革を図ろうとすれば、唯一のオプションは、現行のテクノクラート・システムを全面的に廃棄するしかない（部分的、漸進的な変革は不可能である。）。このような全面的な廃棄というオプションの選択は、相当期間、社会に大きな混乱を生じさせるため、長期的にはと

もかく、当面のy2kへの対応という問題に対処するためには現実的ではない。したがって、テクノクラート・システムの自己変革は期待できず、政府はy2kへの対応において、「情報の集中管理と一元的処理」の原理に基づく対応だけを実施すると予想することができる。

以上のことを考えるためには、現在の日本のテクノクラート・システムが、どのような歴史的経緯によって構築されたのかについて見ていくことが有効である。主として工業生産に関するこの歴史的経緯を研究する分野が、産業政策史であると言える。詳しくは産業政策史の各種の研究報告を当たっていただきとして、分配問題に焦点を当てて簡単にまとめると、以下のようになる<sup>[11]</sup>。

#### a. 1940年代体制

テクノクラート・システムが実施する分配ガバナンスのあり方について、今日まで継続される基本的な方向が決定されたのは、15年戦争期のことであったと考えられる。その基本的な特徴は、以下のようまとめられる。

- ・基本的な思想は、「日本国内に存在する全ての物資について、生産・流通・分配の全ての過程において政府が管理する。」というものである。
- ・具体的には、重要物資については全て、それを所管する中央省庁（その中に、それぞれを管理する課、班、係が存在する。）が存在し、それがその生産、流通、分配の計画を策定し、その計画通りの生産がなされるように民間企業に指示し、また流通、分配においては中央省庁自らが実施する（配給制）。

1930年代及び1940年代前半の歴史を見ると、次々に重要物資の生産が政府の直接の管理下におかれ、またさまざまな物資の流通・分配が次々に配給制になっていった事実を読みとることができる<sup>[12]</sup>。工業製品の原材料がいよいよ欠乏してきた1940年代前半においては、「軍需会社」に指定された会社の工場にのみ供給が行われた（このような分配ガバナンスは、「15年戦争分配ガバナンス」とでも呼ぶことができる。）。

この当時の分配ガバナンスが果たして有効であったのかどうかについての検討は、本稿の射程を超えるため、言及しない。ただし、実際問題として、この時期に政府が実施した分配に、さまざまな深刻な問題があったことは否定できない。それが、「情報の集中管理と一元的処理」という原理に起因するものであるのか、テクノクラートの資質によるものであるのか、現在と異なり情報関連機器が存在せず、手作業でやったというロジスティクス上の問題に起因するものであるのかの検討もまた、ここでは避けることにする。

#### b. 20世紀後半の基本的体制

敗戦後、日本国内に存在する全ての物資の管理は必要性も現実性もなくなった。しかしながら、日本国憲法下で日本という社会システムは、基本的に15年戦争時の思想を受け継ぐ形で新たなテクノクラート・システムを再構築することを受容した、と見ることができる。その基本的な特徴は、以下のようまとめられる。

- ・基本的な思想は、「日本国内に存在する全ての産業について、生産・流

通・分配の全ての過程において政府が管理する。」というものである。すなわち、15年戦争期には物資を直接管理しようとしたのに対して、新しいテクノクラート・システムでは、産業を管理しようとした、と見ることができる。いずれにせよ、日本国内で行われる経済活動を広範に管理しようとすることに変わりはない、と言える。

- ・具体的には、日本国内に存在する全ての産業について、それを所管する中央省庁（その中に、それぞれを管理する課、班、係が存在する。）が存在し、それが当該産業の振興策（産業政策）を実施することとなる。

この場合、何らかの産業を所管する中央省庁は経済官庁と呼ばれる。経済官庁が、日本国内に存在する全ての産業を所管している。このことに疑問の向きには、標準産業分類を見ていただいて、1つ1つチェックしていただきたい。所管官庁が決まっていない産業は存在しないことが分かる<sup>[13]</sup>。

この基本的な発想に基づいて、日本国憲法下の国家行政組織法、各省設置法等が制定された。したがって、各省の設置法を見ると、所管する産業が列挙されている。なお、幾つかの重要物資については、物資の所管そのものが設置法に規定されている。したがって、現在の日本のテクノクラート・システム中経済官庁の制度は、基本的に以下のような体制になっていると言える。

- ・それぞれの部局が所管する産業（及び一部の重要物資）が、設置法上明記されている。
- ・全設置法に明記された全ての産業を足し合わせると、日本国内に存在する全ての産業になる。

### c. 戦後復興期

以上のような体制が組み立てられたのは、基本的には1940年代後半のことである<sup>[14]</sup>。この基本的な体制は今日まで継続しているものの、1960年代初頭までの戦後復興期においては、分配ガバナンスの特徴として以下のものを加えることができる。

- ・日本国内に存在する、工業生産の拡大のために必要な「権利」は、その配分の決定を全て政府が管理する。

というものである。ここでいう「権利」とは、具体的には、

- ・石油等重要な資源の割り当てを受ける「権利」
- ・政府系金融機関から設備投資資金の貸付を受ける「権利」
- ・政府から外貨割り当てを受ける「権利」

等である。これらについて、適切な量の「権利」を確保することは、工業生産の拡大のために不可欠であり、全ての民間企業が求めて止まない。一方で、資源も、資金も、外貨も、全ての需要を満たすには到底足りない量しか存在しない。そこで、その配分の決定を全て政府、特に通商産業省が実施したものである。所謂傾斜生産方式とは、このような分配ガバナンスによって実施されたものである（このような分配ガバナンスを、「傾斜生産分配ガバナンス」とでも呼ぶことができる。）

この分配ガバナンスは、まさに日本のテクノクラート・システムの行う「情



報の集中管理と一元的処理」の真骨頂を示すものであると見ることができる。詳しくは関連の研究を見ていただくとして、ここでは資金の割り当てを決定するために通商産業省が実施した「設備投資ヒアリング」<sup>[15]</sup>について触れておく。これは、主要製造業各社に、当該年度に予定している全ての設備投資案件について、購入を予定する機械の名称、価格まで提出させ、それら1つ1つの必要性を通商産業省が判断する、というものである。必要性がある、と判断されれば、政府系金融機関の融資が推薦されることになる。

すなわち、戦後復興期という一時期、少なくとも製造業の設備投資資金の分配という分野においては、政府は確かにほぼ完全な形の管理を行ったのである。分配問題を、「情報の集中管理と一元的処理」によって対応し、かつ完全な形で実施できた例として銘記すべきであると考ええる。

#### d. 戦後復興期後今日まで

以上のように、日本国憲法下のテクノクラート・システムは、法律上は、15年戦争期に原型を持つ「情報の集中管理と一元的処理」の原理に基づいて設置されていると見るることができる。また、それらの設置法が、細部はともかく根本的な枠組みにおいては、爾後今日まで変更されていないこともまた各法律を見ていただければ明らかである。

しかしながら、以下のような疑問が生じるかもしれない。すなわち、「法律上は変わっていなくても、流石に今日の経済官庁は、実質的には「産業または物資の所管」という昔ながらの原理では動いていないのではないか。時代の変化に即応して、新しい原理が趨勢となっているのではないか。」

これに対して筆者は、そうではなく、各省設置法に規定された「産業または物資の所管」は、現在もおお各経済官庁の行動の基本原則として機能している、と考える。ただし、そのことをアカデミックに証明しようとする、それだけで大変な作業になるので、ここでは割愛し、そのことを例証する興味深い例を挙げるのみとすることをお許し願いたい。

それは、情報通信産業の例である。

情報通信産業が20世紀末から21世紀にかけての基幹産業となることは、1970年代初頭においてすでに明らかであった<sup>[16]</sup>。しかしながら、鉄鋼産業、家電産業等において、あれだけ手を替え品を替えた包括的な産業政策を展開し、それら産業を世界ナンバー・ワンに押し上げた日本国の経済官庁は、情報通信産業については、1980年代から1990年代にかけて、本気で産業政策を採る気があるのかどうかさえ分からないような状態を続け、結局多くの分野において、アメリカに大きな差をつけられるのを甘受した。

筆者は、この最大の原因が、所管の問題であると考えている。

今日見られるような形の情報通信産業は、1940年代末当時には存在しなかったため、各省設置法に、そのものズバリの形（例えば、IPによる動画配信業、等。）では記載されていない。ただし解釈によって、それに相当する、と考えられるものはなくはない。ここで日本の悲劇は、それが、通商産業省と郵政省の両方にあった、ということである。

すなわち、情報通信産業の振興という所管は、通商産業省と郵政省の間に落ちてしまったと言える。このため、両者とも全面的な産業政策が展開できなかつ

た。それどころか、両者が相手のやろうとする産業政策を邪魔することとなった。この結果、日本国全体としては、有効な産業政策がなされなかった、と言っても今では言い過ぎには聞こえないだろう。

通商産業省の立場を見てみる。コンピュータという製品の製造に関する産業政策は展開できるものの、言うまでもなく、ネットワークに接続されていないコンピュータは事実上殆ど何の意味もなく、コンピュータという製品の製造は、ネットワークの整備と両輪で進めなくてはならないことになる。しかしながら、ネットワークそのものについては、それを所管することは通商産業省設置法のどこにも書いてないため、郵政省に文句を言われれば引き下がらざるを得ない。

また郵政省の立場を見てみる。そもそも郵政省がネットワークを所管するのは、希少資源であるネットワーク手段の管理という目的意識が極めて鮮明であり、産業振興上の有効性に関する関心は（最近では変わってきているものの、少なくとも 1990 年代初頭までは）希薄であったと言って差し支えないのではないだろうか（この問題については言いたいことは尽きないけれども、きりがないのでここで止める。）

ところで近年、経済官庁が全ての産業を所管する、という日本のテクノクラート・システムの基本的な枠組みは変更せずに、かつこのような閉塞状況を一気に打破し、日本の情報通信産業を飛躍的に推進する体制を整えるチャンスが、私達日本人には与えられた。しかしながら私達はそれを遂に無駄に捨て去ってしまった。

それは言うまでもなく、1997 年末に基本的な方向が決定され、現在着々とその準備が進められている行政改革である。ここで、情報通信に関して包括的な所管をする行政庁（例えば、情報通信庁。）を設置しておけば、日本は、社会システムのガバナンス体制を根本的に変えることなく情報化社会の建設を急テンポで進められる可能性を保持できた。

しかしながら、結果は、そのような行政庁は作られることがなかったばかりか、御丁寧にも「情報通信分野に関する総務省<sup>[17]</sup>と経済産業省（現在の通商産業省。）との所管は、現在の郵政省と通商産業省のそれによる。」ことを決定しているのである<sup>[18]</sup>。21 世紀においても、情報通信分野は、引き続き総務省と経済産業省の所管の狭間に落ちることになる。

#### e. 将来の見通し

以上のように述べてくると、一部の「開明的な(?)」官僚からは、以下のような反論があることであろう。すなわち、中央官庁の内部にいる人間の中でも、今日では、所管を中心に各省庁の業務が運営され、所管を巡る権限争議に官僚の膨大な労力が浪費されているという現状を問題視する向きがないわけではない。この問題意識に則り、実際に改革の試みが着手されている。例えば、新しい各省設置法においては、従来型の所管とは別の概念によって各省の役割を定める工夫が重ねられている。したがって、上記のような批判は、古い官僚制度に対する批判であり、省庁再編後の新しい官僚制度は、そのような問題を克服した、優れたものになり得る、というものである。

しかしながら、この点について筆者は以下のように考える。本当に官僚制度が合理的なものに生まれ変わるつもりがあるのなら、論（設置法）より証拠を示

せ。その証拠が示されない限り、引き続き日本のテクノクラート・システムに関する上記の問題点は残り続けると考えざるを得ない、と。

その証拠とは何か。

それを述べ始めると、(質はともかく量においては)大論文になってしまうので、以下の点だけを指摘しておくこととする。それは、人事の問題である。

そもそも、何故現在の中央省庁で所管(権限)がこれほどまでに問題となり、かつ自分の所属する省庁の権限の領域を拡大し、かつ他省庁からの侵略(?)を防衛することに官僚が血眼になるか。それは、第1に、一旦ある省庁に入省(庁)すれば、基本的には当該官僚は、その省庁に定年(または、次官レースに敗れた結果としての天下り付きの肩叩き)までは勤務し続けるためである。この結果、それぞれの官僚は、自分の所属する省庁に対して極めて強いアイデンティティを持つこととなり、当該省庁の権限の拡大が、まさに自分の存在価値の増大のように感じられると考えられる。

第2に、大臣及び政務次官<sup>[19]</sup>以外、すなわち事務次官以下、全ての重要ポストは、殆ど当該省庁に奉職する官僚が占めることである<sup>[20]</sup>。このため官僚(所謂キャリア、に限定されるけれども)は、自らが所属する省庁において業績を上げていくことに強いインセンティブを有することとなる。この場合、詳しくは別の機会に見ていくこととするものの、官僚の業績の評価において歴史的に重要視されてきたものの1つに、当該省庁の権限を拡大したことがあったことは否めない。この結果、官僚は優秀であればある程、当該省庁の権限の拡大を推進していくこととなる。

このため結論として、次のように考える。このような人事制度が継続される限り、何らかの形で所管、権限に相当する概念は残り、官僚がその拡大を巡ってしのぎを削るという状態は、本質的には変わらないだろう。

勿論、人事制度についても、現在多くの改革の案が出されている。例えば、飯尾潤<sup>[21]</sup>は省庁を、例えば経済官庁等の形で大括りにした上で昇進等を決めていくというキャリア・パス(ユニット型人事システム)を提案している。

それらの改革案について検討することはここでは避けるものの、筆者の改革案を要約すれば、以下のことである。すなわち、局長、審議官<sup>[22]</sup>、部長、課長等のポストに、大幅に民間人を登用することである。その場合は勿論任期付き(通常、官僚の人事ローテーションが1~2年であることからすると、2~4年程度が適当か?)であって構わない。

この利点には、少なくとも以下の2つのことがある。第1に、主要幹部の相当部分に外部の人間が就任する状況下では、官僚は、従来のように、実際の社会に対する影響を相対的に軽視し、ひたすら自らの省庁の権限を拡大することを重視するというインセンティブではなく、実際の社会に効果的な影響を与えていくことの方にインセンティブを有するようになっていくと期待されることである。

第2に、勿論この意見には異論が強いらることは承知の上で述べると、幹部に民間人を多く登用することにより、行政サービスの質が格段に向上すると筆者は考えるのである。

この第2の点について手短かに要旨だけを述べると、以下のことである。村上泰亮(前GLOCOM所長)の言う技術パラダイムが成熟期であれば、テクノクラート・システムの幹部は、リアルな社会において進められる日々の技術上の進歩の

動向を把握し続けることよりも、永田町の根回し、権限争議の手法等に優れた人間であることが合理的である。しかしながら現在は、情報通信革命の本格的な進行期であり、人類史上有数の技術パラダイムの突破期である。突破期においては、テクノクラート・システムの幹部が自ら技術進歩の動向を正確に把握し、進歩の今後の動向を的確に判断することが不可欠なのである。この時期においては、永田町の根回し、権限争議の手法に優れていることは、悪いことではないにせよ、少なくとも幹部たる者はそれだけでは決定的に足りない、と主張したいのである。

そうは言っても、数十年間、主として永田町の根回しと権限争議の手法を、上司の仕事振りを見よう見まねで学び、さらに自らの創意工夫も加えて洗練に洗練を重ねることに腐心し続けた人間が、突然技術進歩の動向、情報化社会の方向性等を掴めるようになることは難しい。そこで、それらに詳しい民間人を幹部に大々的に登用してはどうか、と考えるのである。

このような改革ができれば、テクノクラート・システムによるガバナンスにも未来は開ける可能性が高まる。しかしながら、それができない限りは、早急にテクノクラート・システム以外のガバナンス・システムを考えなくてはならない、という本稿の主張は、引き続き意味を持つことになる。

しかも、今考えているのは、y2kにおける分配問題である。たとえテクノクラート・システムが今後自らの大改革に努めるにせよ、少なくともこの問題には間に合わない。したがって、y2kにおける分配ガバナンスについては、テクノクラート・システムによるガバナンス以外のガバナンス方法を早急に探らなければならないという結論に変わりはない。

### 3. ネットィズン革命

#### 3.1 ガバナンス主体としてのネットィズン

以上見てきた通り、

- ・ y2kにおいては分配問題が重要になり、
- ・ 分配ガバナンスにおいては「知の通有と分散処理」を原理とする方法が「情報の集中管理と一元的処理」を原理とする方法よりも有効であると考えられる一方、
- ・ 現行のテクノクラート・システムは「知の通有と分散処理」には殆ど有効に対応できないと判断される。

したがって、「知の通有と分散処理」を原理とする分配ガバナンスを、テクノクラート・システムとは別の主体によって開始しなくてはならない。

それでは、誰がそのような主体になり得るのか。

それが、ネットィズンであると考ええる。

公文が「智民」として概念化したネットィズンの内容についての説明はもはや不要であろう。改めてその特徴を列挙すると、

- ・電気通信ネットワーク（「IP収斂」の今となつては、端的に、IPネットワークと言って差し支えないだろう。）により他の同族（ネティズン）と連結している。
- ・企業等、工業化社会上の組織における結び付きとは別の結び付きにアイデンティティを有する。
- ・経済活動による利潤、効用の最大化とは別のインセンティブに基づくライフ・スタイルを有する。

ということになる。

y2kにおける分配問題に関しては、このようなネティズンが、「知の通有と分散処理」を原理とする分配ガバナンスの中核を担うことが期待されるのである。その理由は、上にあげた3つの特徴から以下のように導き出される。

第1に、ネティズンは、ネットワーク技術に習熟しているからである。

「知の通有と分散処理」は、それを可能にするインフラストラクチャーの存在を必須の条件としている。工業化社会において、それが実用されなかった理由は、工業化社会を貫いていた思想との齟齬があったことに加えて、仮にやろうとしても、それを可能にするインフラストラクチャーが存在していなかったことがある。

一方、ITの急速な発達、その状況を大きく変えている。ネットワーク技術に習熟した少数の人間の活動は、情報発信、世論の喚起等の面において、工業化社会における大組織と同等、場合によってはそれ以上の効果を持つ。すでにその実例は多く出てきており、東芝クレイマー事件は記憶に新しい。

このような状況下では、ネティズンは、社会における人口比が小さいこと、工業化社会上の組織において高いポジションにいないこと等は全く気に病む必要はない。ネティズンの情報発信力は他を圧倒し、社会における意志決定に大きな影響力を発揮することが可能であり、したがって、社会システムのガバナンスを担当する能力を有することができる。

第2に、中央官庁（現行のそれは、言うまでもなく、近代型工業化を効果的に推進するために組織された面が強い。）を例として見てきた通り、工業化社会に適合的なガバナンスの組織は、余程大きな組織改革を進めない限りは、「知の通有と分散処理」には向いていない要素が多い。一方、ネティズンのネットワークは、最初から「知の通有と分散処理」が大前提として組み立てられたものである<sup>[23]</sup>。

第3に、当面、分配問題に関して「知の通有と分散処理」を展開するに当たっては、経済的利益、大組織内における出世等、工業化社会において人々に提供されたインセンティブとは別のインセンティブを供給する必要がある。「知の通有と分散処理」の原理による分配問題への対処に貢献した人々に対して、経済的利益、大組織内における出世等の報酬を付与する方法は、それが必要かどうかを含めて別途検討しなければならない問題であると言えるものの、少なくともy2kには間に合わない。

この点、ネティズンは、そもそも説得／誘導力の獲得<sup>[24]</sup>等、他のインセンティブを有するため、y2kにおける分配問題に関して特に新しいインセンティブを準備する必要がない。

以上のことから、ネティズンこそがy2kにおいて「知の通有と分散処理」の分配ガバナンスを実施する主体として注目されるのである。

## 3.2 ネティズンによる分配ガバナンス

それでは次に、ネティズンが実際に分配ガバナンスを行うとした場合、その方法論について考えてみる<sup>[25]</sup>。

### 活動の枠組み

ネティズンが行う分配ガバナンスの活動の骨格は、「知の通有と分散処理」である。すなわち、

- ・ 知の通有：日本国内のどこに、何が、どの程度存在しているか。外国の生産・物流システムのどこにどのような問題が生じ、その結果、日本への供給にどの程度の問題の発生が見込まれるか。日本国内の物流システムのどこにどのような問題が生じているか、等、分配に関するさまざまな情報について、広く日本国民一般（それが無理であれば、少なくともネティズン全員）が同じ情報を共有するようにすること。
- ・ 分散処理：知の通有を前提として、それぞれの財の分配方法について、合理性の高い方法を検討し、生み出し、提示すること。

という2つの領域の活動を効果的に行うことが期待されるのである。

なお、論理的には、これに加えて第3の領域、すなわち、

- ・ 分配の実行：強制力を伴う形で、物理的な分配を実行すること。

というものが考えられる。しかしながら、今般のy2kにおいて、強制力に関する現行の日本のガバナンス機構（それは最終的に警察力によって担保されている。）の有効性をも否定し、それに代わる強制力を伴うガバナンス機構の創設を目指すのは、無意味に先鋭的に過ぎる。そこで、本稿において主張する「ネティズン革命」とは、あくまで上記の「知の通有」、及び「分散処理」に関する領域のみを対象とするものを考えることにする。

これら2つの領域における活動は、具体的には以下のようなものになると考えられる。

### 「知の通有」

ネティズンは、さまざまな工業化社会上の組織に所属しており、さまざまな工業化社会上の業務に従事しており、その結果、財の所在について、さまざまな情報を得ることができる。そこで、この領域でネティズンに期待される活動は、財の所在について知り得た情報を、IPネットワークに広く公開することである。

例を挙げよう。ある物流担当者が、物流システムのトラブルを発見したとする。その結果発生する物流上の問題について、彼（女）はおおよそその目処を立てられるとする。この場合、そのトラブルと影響の目処を、会社の上司にのみ報告してそれで終わりにするのではなく、彼（女）がネティズンであるならば、その情報を直ちにIPネットワーク上公開する、というものである。上司に報告した場合には、当該組織の都合により、折角担当者が把握したトラブルの情報は、他の情報と相殺されたり、場合によっては意図的に無視され、当該組織から発表さ

れる情報には当該トラブルの件が含まれないことになる、という事態が予想されるためである。

また別の場合には、ある政府関係機関では、把握している財の存在量について、価格の高騰を防ぐためには実際の量よりも多く、また供給される量に対する消費者の不満を沈静化するためには実際の量よりも少なく発表することがないとは言いきれない。この場合、当該機関にネティズンが奉職しており、当該ネティズンがそのような情報の操作の事実を掴めば、それを直ちに IP ネットワーク上公開する、というものである。

この場合重要なのは、情報は、あくまでネティズン個人が収集したものをネティズン個人が公開する、ということである。企業、各レベルの政府、企業の連合体等各種の組織が、組織として発表するものを集め、それを集計し、それに基づく分配計画を立てること（それは、現行のテクノクラート・システムがやろうとしている分配ガバナンスである。）によっては、きめ細かい「知の通有と分散処理」はできない、というのが筆者の主張である。企業単位、政府単位、連合体単位等、大きな括りで丸められる前の、ナマの情報を、直接「通有」することが不可欠であると考えるのである。

それによって、日本人（または、日本人中のネティズン）は、財の所在に関して、正確かつ共通の認識を有することができるのである。

このように考えると、「知の通有」とは、

- ・個人が所属する（工業化社会上の（？））組織による集計、操作の過程を排除することにより、
- ・個人が収集した情報を直接社会全体で共有する。

という方法論であると言える。

これは、ある皮相な見方をすれば、個人に対して、工業化社会上の組織に対する忠誠よりも、社会に対する責務の方を優先するように仕向けることでもあるということになる。この活動の主体がネティズンでなければならないのは、まさにこの理由による。本人が優秀であるかどうか、人間として立派であるかどうか等に関わりなく、工業化社会上の組織に対するアイデンティティが、人生で何よりも優先する種族の人々（例えば、所謂「カイシャ人間」）にはこのような活動はできないのである。

次に、日本のさまざまな組織のさまざまな部署に潜伏（？）するネティズンが、このような活動を実行するために必要な作業を、順に列挙すると、以下のようになる。

#### a. ネティズンが情報を公開する場の設定

：専用のサイトを設定し、そこへ情報を書き込めば良いことをネティズンに周知徹底することである。勿論、どのサイトを使うかは各ネティズンの判断によるものであり、その点についての強制をすることはできない。実際には、運用の実績により、より高い信頼を獲得したサイトにより多くの情報が集約されることとなる。

## b. 情報を公開する場合のプロトコールの決定

：情報の信頼性を高め、かつ確認が取れるようにするために、財の所在に関する情報に必ず付加すべき幾つかの情報についての取り決めをし、ネティズンに周知徹底することである。具体的には、

- ・ 財の種類
- ・ 現存するまたは予想される量
- ・ 当該情報を入手した方法

は必須である。

問題となるのは、情報提供者の氏名に関する匿名性の扱いである。工業化社会の組織の中には、このような情報を公開することは、組織に対する裏切り、密告であるとして、公開したネティズンが特定された場合には、本人に対する厳しい制裁を加えるものが少なくないことは想像に難くない。そこで、ある程度の匿名性は認めることが必要となろう。

### 「分散処理」

「知の通有」によって、財の所在に関する情報は共有された。次の問題は、それをどのように分配するかに関する方法論である。

この問題については、「情報の集中管理と一元的処理」の立場からは、最先端の科学を駆使し、人間理性の限りを尽くすことにより、あらゆる場合に適用できる合理的な解法を得ることができ、それを得た暁にはそれを全ての分配に応用する、という方法論が主張されることであろう。

一方、すでに述べてきたように、筆者はそのような方法論は不可能であると考えており、分配問題に関しては、「遺伝的アルゴリズム」的な方法によって対処するしかないと考えている。そこで「遺伝的アルゴリズム」的な方法によって対処するとなると、具体的には、以下のように格好良くないやり方とならざるを得ない。すなわち、さまざまな人々が、さまざまな角度からさまざまな方法論を提案し、それらに関する議論を重ね、シミュレーションを行い、よさそうなものから実践で用い、その結果をフィードバックし、改良すべき点は改良し、またその実践結果から新たな方法論を思いつけばそれをまた試す、というようなものである。暗中模索、試行錯誤の方法論、とすることができる。

この試行錯誤の方法論を次々に提示し、他のネティズンの批判を受け、または他のネティズンのアイデアを批判し、さらに優れると思われる方法論を提示していく主体は、ネティズンである。ネティズンは、さまざまな人生経験を積み、さまざまな教育を受け、さまざまに異なる能力を持っているだろう。そのような千差万別の立場から、さまざまなアイデアを持ち寄り、それらの議論、シミュレーション等によるシナジー効果を狙うのが、この方法論の要諦である。

そこで、さまざまな能力を有するネティズンが、このような活動を実行するために必要な作業を、順に列挙すると、以下ようになる。

## a. ネティズンが方法論のアイデアを公開し、議論する場の設定

：専用のサイトを設定し、そこへアイデアを書き込めば良いことをネティズンに周知徹底することである。この場合も「知の通有」の場合と同様、どのサイ



トを使うかは各ネティズンの判断によるものであり、その点についての強制をすることはできない。一方で、できるだけ多くのアイデアが同一の場に提示された方が、より大きなシナジー効果を期待できる。これもまた、サイト間の競争によって決定されていくこととなろう。

#### b. 議論のコーディネーション

：さまざまな専門的能力を有するネティズンが、それぞれの立場から提示するアイデアは、多種多様な内容を含んでいるため、真にシナジー効果を発揮するためには、それらの議論を適切にコーディネーションすることが不可欠となる。例えば、少なくとも以下のようなサイトの分類は必要となろう。

- ・分配問題に関する理論のサイト

「遺伝的アルゴリズム」等、分配問題に関する理論を議論するサイトである。徹底的にアカデミックな議論を重ねる必要があるため、そのコーディネータ自身が相応のアカデミックな能力を有することが不可欠となる。

- ・分配の優先順位を巡る価値観のサイト

分配問題のある側面は、優先順位を巡る価値観の競争としても捉えられる。どの領域に最も優先的に財を供給すべきかという価値観が社会において共有されている場合には、分配問題の解法は、上記理論の問題はあるものの、相対的に容易に導出することができる。例えば、冷戦下のソヴィエト連邦では軍に、20世紀第3四半期の日本では重化学工業に、それぞれ優先的な分配をすることについて、社会の中に広範な合意があったものと見ることができ、その合意に適した形の分配が実際に行われたことを確認できる。

一方、y2kにおける分配問題では、まさにこの価値観自体が問題となると予想される。今日の日本では、さすがに重化学工業を最優先させるという合意は存在していないだろう。重化学工業に限定せず、とにかくGDPで計測される経済成長を最優先させることでさえ、果たして社会全体の合意となり得るかどうかが、甚だ疑問である。

価値観の違いは分配における優先順位の差を生み、優先順位が異なれば、実際の分配方法は大きく異なることになる。したがって、この問題について、議論を建設的な方向へと誘導することには、相当な手腕を必要とする。

- ・個別分野における具体的な分配方法のサイト

ある地方において、ある財の分配を具体的にどのようにするか、等に関して議論を行うサイトである。

### 3.3 ネティズン革命の基本戦略

「知の通有と分散処理」を原理とするネティズンによる分配問題の解法とは、上記のように、ネティズンが、「知の通有」と「分散処理」という2つの活動を、IPネットワーク上のサイトを通じて実践することが基本となる。

次の問題は、そのようにして実践されたネティズンの活動の結果を、どのようにして社会全体の分配ガバナンスに反映させるか、ということである。この点

が確保されない限り、折角のネティズンの活動は、単なる評論家のお喋りの効果しかないこととなる。

この点について、筆者は以下のような戦略を提示したい。なおこの場合、ネティズンにより提示される分配問題の解法が社会によって採用される、すなわちネティズンが分配ガヴァナンスの主体となることが、本稿で「ネティズン革命」と呼んでいる概念の内容となる。

筆者の考える「ネティズン革命」の戦略の要諦は、以下のようにまとめることができる。すなわち、「ネティズンは、分配ガヴァナンスに関して、現行の社会システムにおける民主主義的な意志決定機構のサポート機構として、テクノクラート・システムを上回る有効性を示し、テクノクラート・システムに代わる筆頭のサポート機構としての地位を獲得せよ。」である。

以下、敷衍して「ネティズン革命」の内容を見ていく。

### 「ネティズン革命」は急進的革命ではない

第1に、「ネティズン革命」は、現行の社会システムにおける意志決定機構自体の変革を求めるものではない。

現行の社会システムにおける意志決定機構とは、日本国憲法に記載してある通り、民主主義の原理によって運営されているものである。中央政府レベルでは、行政府の長は、選挙の洗礼を受けた国会議員であり、また閣僚の過半数も国会議員でなければならない。地方政府レベルでは、行政の長は、直接選挙によって選任される。この制度について詳しく書き始めると、高校生の社会の授業になってしまうので避けるものの、要するに、憲法上、行政上の意志決定機構には民主主義のコントロールが被さるようになっているのである。

「ネティズン革命」は、このような、憲法に規定された行政権の意志決定機構に関する民主主義のコントロールを合理的なものであると評価し、この意志決定機構そのものについては現状のものを踏襲しようとすることになる。

### 「ネティズン革命」はテクノクラート・システムを競争相手とする

第2に、「ネティズン革命」は、ネティズンが現行の意志決定機構のサポート機構としての役割を果たすことを希求するものである。この意味で、テクノクラート・システムと競争するものである。

行政に関してしばしば見られる誤解は、行政とは、選挙の洗礼を受けない官僚によって構築されたテクノクラート・システムが行う業務のことである、というものである。しかしながら、このような理解は適切ではない。詳しくは省くものの、憲法上、テクノクラート・システムとは、民主主義のコントロールが被さる行政上の意志決定機構を、あくまでサポートするもの、という位置付けである。それは今後も変わることはなく、例えば中央省庁等改革基本法においても、「中央省庁等改革の基本方針」として、「内閣が日本国憲法の定める国務を総理する任務を十全に果たすことができるようにするため、内閣の機能を強化し、内閣総理大臣の国政運営上の指導性をより明確なものとし、並びに内閣及び内閣総理大臣を補佐し、支援する体制を整備すること（第4条第1項）」と規定されている。

すなわち、テクノクラート・システム（中央官庁）は、内閣及び内閣総理大臣をサポートする機構、というのが定義であって、それが必ず現行のような特徴を

持つ人事システムに則った官僚によって「のみ」構成されるものでなければならぬわけではない。

このことは、以下のことを意味する。すなわち、第1に、現行のテクノクラート・システムが「内閣及び内閣総理大臣を補佐し、支援する体制」として有効でなければ、有効であるように変更されなくてはならない、ということである。この場合、変更によって、従来の官僚のキャリア・パス、人事システム等が決定的に変更されることになっても、それは当然と見るべきであり、逆に官僚の人事システムを維持することを最大の目的として、テクノクラート・システムの根本的な変更を拒むとすれば、それは全く本末転倒ということになる。

第2に、テクノクラート・システムは「内閣及び内閣総理大臣を補佐し、支援する体制」として極めて強大なものであることは疑いないものの、そのような補佐、支援の体制は、論理上、何もテクノクラート・システムだけが必ず独占しなくてはならないことにはならない、ということである。他にも有効な補佐、支援の体制が存在するのであれば、それを活用し、内閣及び内閣総理大臣は、より優れた行政を展開すればよいことになる。

これらのうち、第1の点については、すでに前章で見てきた通りの事情であり、y2kの分配問題に関してテクノクラート・システムの自己変革を期待することは、あまりにもリスクが高過ぎる。

そこで注目するのが、第2の点である。すなわち、ネティズンが、前節において述べたような方法により、分配ガバナンスについて、テクノクラート・システムよりも有効な方法論を内閣等に対して提示していくのである。分配問題に関する内閣等のサポート機関として、テクノクラート・システムと競争するのである。

### 「ネティズン革命」の勝負どころは政策支援プラットフォーム確立にある

「ネティズン革命」は、上記のように分配問題に関して内閣等をサポートすることを中核とするものである。この場合、サポートする対象が内閣等であるのは、それが、民主主義のコントロールを受ける社会システム上の意志決定機構であるためである。決して権力におもねるものでもなく、また権力を利用しようとするものでもない。

したがって、ネティズンによるサポートの方法は、

- ・ 公開され、
- ・ 誰でも利用が可能

な方法でなされることが必要である。

すなわち、ネティズンによる「知の通有」と「分散処理」の活動は、内閣等を含む、全ての社会システム上の意志決定機構が活用することが可能な、政策支援プラットフォームとして提供されることが重要となる。

それらを政策支援プラットフォームとして提示した場合、ネティズンは、21世紀の日本の社会システムにおける意志決定機構間の競争を招来することになる。すなわち、これを適切に活用し、優れた分配ガバナンスを実践できた意志決定機構が、21世紀の日本の社会システムのガバナンス機構として、重要な

地位を占めていくことになることもあり得る。

先に、「ネティズン革命」はその発端においては内閣等をサポートするものとして進められるべきであると述べた。一方、仮に内閣等がその政策支援プラットフォームの活用に積極的ではなく、地方政府の方が有効に活用する場合には、結果として、分配問題以外の広範な分野を含むガバナンスの領域で、地方政府の相対的なガバナンス能力が高まる可能性がある。

### 3.4 「ネティズン革命」の発展段階

以上のような「ネティズン革命」を実際に推進するに当たっては、その過程を幾つかの段階に分け、それぞれの段階に相応しい努力を傾注することが効果的であると考えられる。

そのような段階としては、以下のようなものが考えられる。

#### 「ネティズン革命」ステージ1：「知の通有と分散処理」システムの構築

「ネティズン革命」の最初の段階は、上記のようなサイトを設定し、そのサイトを適切に運用することにより、分配問題に関する「知の通有」と「分散処理」の方法論を実用化することである。

これを実用化するために重要な事項は、先に見てきたことから次のことが挙げられる。

第1は、十分に多くのネティズンが、それぞれ知り得た情報をサイトで公開するようになることである。ネティズンたる「正義の密告者」が日本中を覆うことが必要になるのである。

第2は、分配に関する価値観、方法論等に関して、十分にシナジー効果を生むような形で議論を誘導していくことである。このためには、議論に加わるネティズンが、それぞれ十分に能力が高いことだけでなく、議論のコーディネーションが重要になることは、すでに述べた通りである。

このようなサイトは、早急に立ち上げるべきである。適切な議論のコーディネーションを行うためには、コーディネータの頭が良いことだけでなく、サイトに対する信頼性が高まること、議論の仕切り方について、ある程度の合意ができること等が必要である。そのためには、ある程度の運用の実績が必要となる。ネティズンは、可及的速やかにこのようなサイトを立ち上げ、運用の実績を積んでいくべきである。

#### 「ネティズン革命」ステージ2：政策支援プラットフォームの構築

「ネティズン革命」の次の段階は、サイトによって展開される情報提供と分配方法に関する議論とを、社会システムの意志決定機構がいつでも好きな形で活用することができるような政策支援プラットフォームを構築し、それを運用することである。

政策支援プラットフォームの原型は、現在 GLOCOM が情報化政策の分野に関するものを構築中である<sup>[26]</sup>。

政策支援プラットフォームの価値は、それが実際に社会システムの意志決定において活用されることにある。そのためには、政策支援プラットフォームが、ネ

ティズンではない(すなわち、アイデンティティ、ライフ・スタイルを決定する価値観等が工業化社会上のそれである。)人々にとっても、ITに関する初歩的な能力さえあれば使い易いものとなる必要がある。現在原型が構築されつつあるこの政策支援プラットフォームを、早急に改良し、y2kにおける分配問題について実用可能なものとしていくことが必要である。

### 「ネティズン革命」ステージ3：テクノクラート・システムとの競争

「ネティズン革命」の次の段階は、上記の政策支援プラットフォームによって意志決定機構に提供される分配問題の解法の質において、テクノクラート・システムが示す解法に勝利し続けることである。テクノクラート・システムが提示する解法の問題点を指摘し、その問題点を克服するより優れた解法を示していくのである。

最初は、ネティズンによるそのような議論の挑戦は無視され、テクノクラート・システムの解法のみが採用されることであろう。その結果、大きな無駄、問題が生じるであろう。ネティズンは、そのような問題を理論的に分析し、それを克服する解法を示し、社会の信頼を獲得していくのである。その結果、いつかはネティズンの提示する解法が実践されるであろう。その結果が適切なものであれば、ネティズンに対する信頼は一層向上し、解法が実践に移される機会も増えることであろう。

このような競争の過程を経て、最終的には、こと分配問題に関しては、ネティズンの方がテクノクラート・システムよりも高い信頼を得る状態を達成するのである。

### 「ネティズン革命」ステージ4：ネティズンのネットワークの社会化 (意志決定機構に対するサポート機関として)

「ネティズン革命」の当面の到達点は、日本の社会システムにおいて、各種の活動を行うネティズンのネットワークを、最初はy2kにおける分配問題に関しての、最終的にはできるだけ広範囲の領域に関しての、意志決定機構に対するサポート機関として制度化することである。

テクノクラート・システムは、各種の法律によって、それが意志決定機構に対して、殆ど独占的にサポート機能を果たすことが制度化されている。このため、テクノクラート・システムが社会システムのガバナンスについて広範な権能を有していても、それは社会に受容される。

ネティズンによって構成されるネットワークについても、何らかの方法で、それがある程度の権能を有することを社会に受容させるための制度化を図るべきであると考えるのである。

その具体的な方法論の検討は、本稿の射程の次の課題となるものであるものの、参考になるのは、地方自治における住民の意見聴取の方法論である。地方自治のレベルにおいては、ある行政を実行する際には、何らかの形で住民の意見聴取を行うことを不可欠の過程とすることを条例等で定める例が見られる。この場合、ネティズンのネットワークによる判断を、住民の意見聴取と同様な方法によって、行政上の不可欠の過程として組み込むことは、技術的には可能な場合があるように見える。

もっとも問題は、そのような制度化を国民国家のレベルにおいてどのように実現するか、という点である。

ネティズンのネットワークによる判断を、国民国家のレベルでの意志決定において制度化することは難しいため、それを地方自治のレベルにのみ限定して考え、21世紀の日本の社会システムは、中央政府によるガヴァナンスではなく地方自治のガヴァナンスが中心となることを期待する、というのも1つの戦略ではある。しかしながら、すでに見てきた通り、中央政府のテクノクラート・システムは強大であり、今後も特段の大胆な改革がなされない限りは強大であり続けるため、単に「地方自治のガヴァナンスが中心となることを期待する」だけでは実質的な意味を持たない可能性が高い。したがって、ネティズンのネットワークを社会化（社会システムにおいて、当該機構（ここでは、ネティズンのネットワーク）の判断を意志決定上不可欠の過程として組み込む制度が確立することを、ここでは社会化、と呼ぶことにする。）することを契機として、国民国家全体のガヴァナンス体制の大改革を図ることを狙うことが必要になる。

それでは、仮に上記「ネティズン革命」がステージ3まで到達し、その有効性が社会にある程度認知された状態において、それを社会化することを契機として、国民国家全体のガヴァナンス体制をどのように改革していくか、という課題について、具体的な展望を持つのは、y2kにおける分配問題の推移を今暫く眺めてからとすることとしたい。

以上、y2kにおける重要な問題として分配問題を取り上げ、それへの対処は現行のテクノクラート・システムでは十分にできず、「ネティズン革命」が必要とされる根拠を述べ、また「ネティズン革命」の進め方についての検討を行った。

社会システムのガヴァナンス体制の変革とは大作業であり、また多くの社会上の制度には「慣性」が働いていることから、実際に変革に向けて社会のさまざまな分野を動員するためには、そのための戦略的な取り組みが必要となる。

そのような取り組みの端緒としては、例えばスローガンの作成が考えられる。そこで本稿を閉じるに当たって、それを試みることにしよう。

「万国のコンピュータよ、連結せよ。」

とは、情報通信革命の推進を主張する公文が前述1994年の論文で述べた言葉である。山内康英（GLOCOM）はそれをさらに、

「万国の電脳よ、連結せよ。ただしIPで。」

と言い換えた。それらを借りて、筆者は次のように言うことにしよう。

「万国のネティズンよ、連結し、分配せよ。」

前田 充浩（まえだみつひろ）

政策研究大学院大学助教授

国際大学グローバル・コミュニケーション・センター主任研究員

## 注

- 1 政府は1999年10月29日、小渕首相名で、事実上の安全宣言と受け止められる発表を行った。
- 2 公文俊平「2000年問題現状評価」(1999年11月12日、研究会資料)より。
- 3 青柳武彦「第2回マスメディアGLOCOM y2k勉強会資料」より。
- 4 例えば <http://www.glocom.ac.jp/proj/y2k>。
- 5 それらの柱が、どの法律のどの条文を根拠とするかについては、上記提言を見ていただければ明らかである。
- 6 最終的な政府全体の決定は閣議で決定される。その前日には事務次官等会議が開催され、大半の案件はここで決定するものであり、省庁間の調整がつかないまま案件が閣議に提出されることは極めて例外的である。
- 7 そのような実例と考えられるものを挙げると面白いものの、本稿では捨象する。
- 8 優先度を低めようとすることは、官僚のスラングで「降りた」と言われ、通常は恥辱的な意味合いに使われる。
- 9 製造業の事業所総数が百万弱である。
- 10 諸研究の成果を教科書的にまとめたものとして、『組織の経済学』(ポール・ミルグロム、ジョン・ロバーツ著、奥野正寛等訳、NTT出版、1997年。)がある。
- 11 この歴史的経緯を長期波動の観点からまとめたものが、公文俊平編著『2005年日本浮上』(NTT出版、1998年。)第4章「日本の経済と長波」(本稿の筆者が執筆。)である。
- 12 詳しくは、上述『2005年日本浮上』第4章参照のこと。
- 13 興味深いのは、警察庁も、自動車教習業、風俗業等を所管するという意味で、経済官庁を自認している。
- 14 例えば、通商産業省設置法は1949年制定。
- 15 1990年代においても、伝統的な無形文化財的な意味で(?)、形式的には継続されている。
- 16 1973年の通商産業省の機構改革の目玉は、機械「情報」産業局の設置であった。
- 17 現在の郵政省がここに含まれる。
- 18 行政改革委員会最終報告書。
- 19 政務次官については、本国会から大改革があったことは言うまでもないものの、その改革の記述はここでは捨象する。
- 20 政務次官も事務次官も、英語名は vice minister、すなわち副大臣である。
- 21 政策研究大学院大学助教授。
- 22 審議官は、通商産業審議官、経済企画審議官、農林水産審議官等副大臣(次官)級の幾つかの特別の例を除いては、通常は局の次長クラスを指す。
- 23 この点の理論的な論証はここでは捨象する。公文俊平の関連論文(例えば「万国のコンピューターが連結する日」(『This is 読売』1994年1月号)を当たられたい。
- 24 公文俊平『情報文明論』。
- 25 方法論の詳細については、別途とりまとめる予定であり、ここではその概要にのみ触れることとする。
- 26 平成11年度通商産業省委託事業。